

第十五回 参議院農林委員會會議録第十一号

昭和二十七年十二月十七日(水曜日)午後二時十分開会

出席者は左の通り。

委員長 山崎 恒君
理事 滝井治三郎君
徳川 宗敬君
東 隆君

委員

池田宇右衛門君
石原幹市郎君
西山 龜七君
宮本 邦彦君
加賀 操君
楠見 義男君
藤野 繁雄君
羽生 三七君
岩崎正三郎君
青木 正君

衆議院議員

政府委員

農林省農林
改良局長 清井 正君

事務局側

常任委員会専門員 安樂城敏男君
常任委員会専門員 倉田 吉雄君

説明員

農林省農林
局長 林田修紀夫君
農林省農地
局長 河井大治郎君
農林省農地
局長 櫻井 志郎君

本日の会議に付した事件

○農林政策に関する調査の件

(貨物運賃等改訂と農林関係の件)

第九部 農林委員會會議録第十一号

過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する件)

○農林漁業金融公庫法案(内閣送付)

○湿田単作地域農業改良促進法案(衆議院送付)

○委員長(山崎恒君) それでは只今から委員会を開きます。先ず昨日保留になつておりました昭和二十七年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案修正申入れの件を議題といたします。ちよつと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(山崎恒君) 速記を始めて下さい。では、

昭和二十七年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(坂田 英一君外二十五名提出)

〔速記中止〕

右法律案は左記のとおり修正の上速かに可決せられるよう御配慮を得たく申入れする

昭和二十七年十二月十六日

参議院農林委員會

委員長 中川 以良殿

記

一、免税措置は「超過供出奨励金」及び「特別集荷制度による超過供出奨励金該当加算額」についてはかりでなく「早期供出奨励金」及び「供出完了奨励金」にもこれを及ぼすこととする

一、免税措置は昭和二十七年産米穀に限定することなく現行米穀供出制度の実施せられる限りにおいてこれを継続することとする

(理由)

一、早場米は端境期における食糧需給操作上絶対不可欠の要件である、而して「早場米」は生産農家の献身的なる犠牲を以て奉仕せられる早期供出に期待せられるものである、かかる奉仕に酬いるため早期供出奨励金が支払われておるのであるから、かような奨励金に対しては、超過供出奨励金同様所得税を免除することが当然である

一、経済の自立と民生の安定のため生産農家の犠牲において強行されている現行供出制度の下においてその犠牲に酬いるため設けられた各種奨励金については総て免税とすべきが当然であつて、従つて供出完了奨励金についても免税とすべきである

一、現行供出制度の実施せられる限りはかような免税措置は継続せられるものとして毎年使らるる混乱と煩瑣を防ぐべきである

かような申入れをすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないようでありますので、全会一致を以て大蔵委員会にこれを申入れることにいたします。

○楠見義男君 私はこれはちよつと希望があります、私も実は今まで内閣委員としていろいろ他の委員会からこ

ういう申入れを受けたことが多いのですが、その場合に、できれば単にこ

う一本の申入れ文書で、勿論これは公文書ですが、そういう文書を委員会に出すだけじゃないに、できれば委

員長でも行つて頂いて、その委員会での趣旨を強調して頂きたい。とい

う意味は、実は参議院の委員会に出す案と衆議院に出す案とは、衆議院に

出た案は、この前もこの農林委員会

で全会一致で御決定を頂いて、そうして衆議院に出した案とこの案とは結論は同じで

すが、ニュアンスが分違ふのです。という意味は、衆議院のほうに出した

場合には、米が一番大事だといふな

ら、大事らしく割のいいものにしな

ければならない、そうしないと増産は期待できない。ところが現在、一番大

事なものが、一番割が悪いといふことになつておるのだから、むしろ義務供出のものも我々は免税、或いは減税を希望するのだ。併し差当りの問題としてこ

ういふ点を希望するのだといふ結論が、これと同じような結論で出しておるの

ですが、その前書が相当やはりニュアンスがあるのです。従つてそ

う意味合からいつても、単に文書だけじゃなしに、やはりこちらから大蔵

委員会に出向いて、甚だ御苦勞様ですが、この点を一つ強調して頂きたい。勿論お互いに各会派で出ておる大蔵委

員の諸君にはそれ、我々もやつておりますし、又皆さんもやつて頂いてお

るわけですが、強調するといふか、徹底をさせる意味において、そういうお

取り計らいをして頂ければ、私はなお結構じゃないかと思ひますが、これは

一つ委員長にお任せいたしますから、どうぞよろしく願ひします。

○委員長(山崎恒君) 只今楠見さんから御発言がありました大蔵委員会に文書を送ると同時に、委員長が誰かが行つて、一つ申入れるという意見が出ましたが、この点はどうでしょう。勿論これは只今楠見さんのお話のように、各会派とも、この問題については、一つ大蔵委員のかたがたに各会派ごと

に十分納得の行くようにお話願うということと、楠見さんにも行つて説明して頂くことは如何でしょうか。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(山崎恒君) 速記を始めて下さい。それでは大蔵委員会へ農林委員会の立場として楠見さんをお願いするといふことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないようでありますので、さよう願ひいたします。

○委員長(山崎恒君) 次に昨日楠見委員からの発議によつて問題となつております国鉄貨物等級改正に関する申入れの件を議題といたします。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(山崎恒君) 速記を始めて下さい。只今の昨日楠見さんの御発議に

基づき、本日の会議に付した事件

(貨物運賃等改訂と農林関係の件)

よる国鉄貨物等級改正に関する申入れの件は、これを明日の委員会に持越すことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒吉) 御異議ないようでありますので、さよう決定いたします。

○委員長(山崎恒吉) 次に農林漁業金融公庫法案を議題といたし、昨日に引続いて質疑に入りますが、只今発議者が衆議院のほうでは委員会等を開かれておつて、発議者が見えませんが、政府の説明員として経済局の金融課長林田さんが見えておりますが、一応質疑するかどうかお諮りいたします。提案者が来るまであと廻しにしますか。

○農野繁雄君 現在の特別会計では、どのくらいの申込みがあつて、その申込みに対してどのくらいの貸付がみえておるか、その資料があつたならば御説明をお願いしたいと思います。

○説明員(林田悠紀夫君) 現在二十七年で申込みを受け付けておりますのが百八十六億ほどございます。これは中金の分でございます。それから銀行のほうが三十三億ほど受付けております。今までに決定をみておきますのが十二月十日現在で中途扱いが百二十三億、銀行扱いが二十一億ございす。それで決定は合計いたしましたして百四十四億になつております。百八十六億が中金扱いの政府への申請金額、それから三十三億が銀行扱いの政府への申請金、それから決定金額が中金扱いが百二十三億で、銀行扱いが二十一億になつております。

○農野繁雄君 現在が二十四人であつて、資金量が倍か或いは三倍するため百二十人の人間が必要。こういうふうなことになるれば、資金量と人員との関係が余りに大きくなるようなことになるようにも考えられるのであります。が、これについてはいろいろの仕事を、その仕事の関係からいたしまして現在の貸付方法がどうも面白くないから、将来においては貸付の方法も変えて行きたい、こういうような提案の理由のようであるのであります。が、今後、現在の貸付方法ですが、どういふふうな手続きによつて貸付をやられるか、その大体的な様子を御説明したいと思つております。現在からしますと、非常に貸付の手続きが繁雑で、期間を要しますというふうな不便があるものであります。が、そういうふうな不便が除去せられるようなことに百二十人になればなるのであるか、そういうふうな点も一つお尋ねしたいと思つております。

○説明員(林田悠紀夫君) 御質問御尤もでございます。先ず第一に人員の点を御説明申し上げます。現在二十四人でやつておるといふことになつておるのでございます。が、二十四人は実は定員でございまして、そのほか金融課の定員のほうから三十人くらい応援に出しまして、五十四人くらいでやつておるのでございます。そのほかいろいろ計算をやるものを十人くらい雇い入れて、これは定員というのじやなくて臨時の傭人ということで、結局六十四人くらいで現在やつておるのでございます。そのほか各局例えは農地局とか、或いは林野庁とか、そう

ひまどつております。併し公庫ができましたならば、役員が四年なら四年という任期をきめまして、その期間、責任を持つてやつて行くことになつて、その交替によつてひまどるところの事務がなくなるわけでありす。それから農林省へ参りますと、これは文書課を通したり、いろいろ通つて来るわけでありす。それから各局へ行きまして、決定をするということになつております。これで相当時日を要しておりますが、これは公庫が一本になりますと、それが要らないやうになる。それから又農林省から今度大蔵省へ参るわけでございます。これが又大蔵省の文書課を経て、大臣のところまで行きます。そして農林省の文書課へ来て、今度はこれは委託金融機関のところへ行く、こういうふうになつておりました。それが相当の時日を要しておりますが、これも省かれるわけでありまして、そういう点が一本化されまして、極めて迅速に事が運んで行くことになるのであります。

○説明員(林田悠紀夫君) 現在二十七年で申込みを受け付けておりますのが百八十六億ほどございます。これは中金の分でございます。それから銀行のほうが三十三億ほど受付けております。今までに決定をみておきますのが十二月十日現在で中途扱いが百二十三億、銀行扱いが二十一億ございす。それで決定は合計いたしましたして百四十四億になつております。百八十六億が中金扱いの政府への申請金額、それから三十三億が銀行扱いの政府への申請金、それから決定金額が中金扱いが百二十三億で、銀行扱いが二十一億になつております。

○農野繁雄君 少くもこれは細かくなりますが、そうすると、借入れ申込みは、例えは農協から借連を通じて、その次は直接公庫に行くというふうな段階になるか、そういうふうな手続の点をちよつと御説明願いたいと思つております。

○説明員(林田悠紀夫君) 借連を通じて、必ず借連を通するということにはなつていないわけでありす。ただ中金が審査の段階におきまして、借連を通じたほうがいいということに

○説明員(林田悠紀夫君) 借連を通じて、必ず借連を通するということにはなつていないわけでありす。ただ中金が審査の段階におきまして、借連を通じたほうがいいということに

○説明員(林田悠紀夫君) 借連を通じて、必ず借連を通するということにはなつていないわけでありす。ただ中金が審査の段階におきまして、借連を通じたほうがいいということに

なつております。それで申請者は、先ず中金に参りまして、中金が信連に委託しております場合は、信連のほうへ行きまして、一応の審査を受けて、それから中金のほうに参りまして、公庫のほうへ行つて決定されるということになるわけでありまして、中金が信連を委託していない場合は、中金に直接参りまして、公庫へ行つて決定されるということになります。

それから銀行の場合は、直接銀行へ行つて、そうして公庫へ来て決定されるということになります。

○藤野繁雄君 そういたしますと、公庫は業務の委託を中金或いはその他の金融機関に委託する、こういうふうなことになるか。その委託の大体の構想がわかつておつたら一つお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(林田悠紀夫君) 委託は従来特別会計でやつておりましたように、農林中金とほか五十四の地方銀行に委託しておつたのであります。これを継続したいと思つております。

○藤野繁雄君 そうすると、委託の方法は従来と変わらないのですか。

○説明員(林田悠紀夫君) 委託の方法は従来通りでございます。

○藤野繁雄君 従来の通りということだつたらば、公庫と中金或いは金融機関と新たに委託の契約をせなければならぬ、でさうしたならば……。

○説明員(林田悠紀夫君) 新たに契約をすることにいたします。

○藤野繁雄君 次に従たる事務所をどこにおかれる計画があるか、百二十人の中には従たる事務所の人員も含まれておるか、これをお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(林田悠紀夫君) 従たる事務所につきましては、第三條の第二項で「必要な地に従たる事務所を置くことができる」ということに提案されておりますが、一応現在の考え方として、従たる事務所はおかないといふつもりでおります。そうして百二十人も、従いまして事務所の人はそれに入れていないということになつております。

○藤野繁雄君 次に公庫の役職員の問題であります。公庫の役職員は、刑法その他の罰則の適用のみを公務に従事するものとして取扱うということになつておるのであります。これは罰則以外のものを適用するということだつたら、みなすということになつたらば、運営が支障を来たすというふうなことであるか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(林田悠紀夫君) 実はこの公庫法といたしましては、公庫法の体系になつておりますものといつたしまして、ほかに国民金融公庫と住宅金融公庫があるわけでございます。それで運営の今までのいろいろの実情から考えますと、国民金融公庫も、住宅金融公庫も、成るべくその公務員の規定をはずしてもいいという要望が相当多いのでございます。それでこの前に国民金融公庫につきましては、その給与の規定につきましては、はずれまして、これは役人が、公務員が執行したとして、やつておるということになつております。ところがこの農林漁業の金融公庫といたしましては、開業銀行とか、或いは輸出銀行とか、そういうふうな国策の金融機関がほかにあ

るのであります。住宅金融公庫並びに国民金融公庫と比べて相当資金量も多いし、一件当りの金額も多い。又いろいろ技術的な面も要するといふようなことからいたしまして、公務員法をそのまま適用いたしましたならば、相当やはり支障が生ずるのでございまして、公務員法の規定ははずしまして、いわゆる公務員ということになくいたしまして、ただ刑法上のみ公務員であることにしたわけでありまして、

○藤野繁雄君 そういたしますと、と、勿論労働組合や何やというふうなことも自由だということになつて来るのでございませんか。

○説明員(林田悠紀夫君) その点におきましては、はずされるわけでございますが、いろいろ主務大臣の命令に従わなければいかんということがあるのでございます。それで主務大臣の命令に違反いたしましたならば、罰則の適用もございまして、主務大臣が相当監督してやつて行くことにいたしております。労働法の適用におきましては、公務員と別個になります。この公庫の運用の面におきまして支障がないというふうに考へております。

○藤野繁雄君 重大な農漁村の金融を取扱ふのに、いろいろの必要な時期になつて、いろいろのストであるとか、何であるとかいうようなことが行われるということであつたならば、農漁村の金融に影響を及ぼすようなことはないかと思つて心配いたして、そういうふうなことをお尋ねしたのであります。そういうふうな点は、農林大臣及び大蔵大臣、監督官庁が公庫の性質に鑑みて問題がないようにすべきものである、こういうふうに考へておるものでありますから、お尋ねいたしたのであります。

○楠見義男君 提案者は今日はお見えになる予定ですか、ならない予定ですか。

○委員長(山崎重男) 只今参議院のほうで大蔵と農林の連合委員会をやつておりますから、ちよつと無理かも知れません。

○楠見義男君 それでは止むを得ませんから、政府のほうからお伺いするのですが、明年度における長期の農林漁業金融資金必要額は、昨日提案者から約四百億だといふお話があつたのです。この四百億といふ数字は、提案者としての独自の立場からの金額だと私は承知しておりましたが、只今の農林省の金融課長からの御説明にも四百億といふ数字が出て参りましたので、その点で政府のほうにお伺いするのです。仮にこの法律にある各項目に従つて分類して行けば、それだけの項目、例えば別表の貸付金の種類といふものがありまして、その別表の貸付金の種類に於ては、四億、四百億の金がどういふ項目にどれだけといふふうになるのか、若しそのお調が、分類があらますればお聞かせ頂きたいと思ひます。

○説明員(林田悠紀夫君) 先ず第一に、農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金につきましては二百八億ほど考へておるのでございます。それからその次の造林に必要な資金といつたしまして十八億六千万考へております。それからその次の森林の立木の伐採制限に伴ひ必要な資金といつたしまして三十五億を計画いたしておるわけでありまして、それから次に林道の改良、造成又は復旧につきましては必要な資金といつたしまして三十四億六千万ほど考へております。それからその次の漁港施設につきましては九億七千万円考へております。それからその次の製塩施設の改良につきましては十八億、その次の共同利用施設につきましては二十億七千万円、第八の前各号に掲げるものの外農林漁業の生産力の維持増進に必要な災害復旧に必要な資金、これを三億考へておるのであります。それで大体三百九十八億になるわけでありまして、そのほかに農林中金が昭和二十三年に復興融資といたしまして、長期資金を出しまして、そのときの閣議決定によりまして、農林漁業の長期の金融機構ができた場合に、その債権を引継ぐという規定がございまして、それによりまして十億ほど残つておるのであります。その債権を引継ぐのに十億といふことで、四百八億ほど計画いたしておるのであります。四百八億と申しますのは四百億より八億超過いたしておりますが、この八億は回収金が返つて参りますので、それを充當いたしたいといふふうなことで、新しい資金としては四百億計画をしておるわけでありまして、

○楠見義男君 今の最後の農林中央金庫の債権引継ぎの十億といふのは、この法律にある三十三條のことなんでしょうか。

○説明員(林田悠紀夫君) その通りでございます。

○楠見義男君 それから甚だ細かいことで恐縮なんです、この七号の共同施設の二十億七千万円の内訳、例えば

蚕糸、畜産、その他各局関係のものがあ
ると思ひますが、局別でもいいので
すが、それを一つお知らせ願ひたい。

○説明員(林田悠紀夫君) 先ず第一に
農山漁村の電氣導入施設でございます
が、これに十四億五千万円見込んでお
ります。その次に漁田の開墾に一億見
込んでおります。その次に水産業の共
同利用施設、これは例えば漁船の建造
とか或いは製氷冷蔵とか、そういうも
のでございますが、二十三億五千万円
見込んでおります。その次に農業倉庫
でありますが、農業倉庫につきまし
ては、木炭倉庫、乾籾倉庫も入れてま
して十四億八千万円を見込んでおりま
す。

○楠見義男君 農業倉庫の内訳を言つ
て下さい。

○説明員(林田悠紀夫君) 農業倉庫が
いゆる米麦を対象にしますのが十二
億でございます。それから木炭倉庫が
一億、乾籾倉庫が一億二千万円、それ
から肥料倉庫が六千万円、これで十四
億八千万円でございます。その次に畜産
共同利用施設が五億一千万円、それか
ら蚕糸共同利用施設、畜産共同飼育と
か或いは蚕種の製造施設、それから組
合製糸の施設、こういうようなものを
入れてまして二億五千万円、それから農
機具に對しまして四億、その他に對し
まして五億三千三百万円、ちよつと先
ほどの計が間違つておりました、それ
だけで、全部加えたものが共同利用施
設になるのでございます。

○楠見義男君 数字が少し違い過ぎま
すので、これはあとで書物でもいいで
すから作つて出して頂きたい。

○説明員(林田悠紀夫君) 承知しまし
た。

○楠見義男君 最初の農地又は牧野の
改良、造成、復旧の資金二百八億とい
うのですが、これは先ほどもお話があ
つたように、本年の資金需要量に對し
て倍以上の資金が必要であるとする
のは、食糧自給体制の確立、強化推進
というふうなことが大きな理由だとい
うお話があつたのですが、まさにその
通りだと思ひますけれども、一方そち
らのほうの五ヶ年計画で行くと、たし
か資金量は千二百億でしたか、相当多
額な資金需要があると思ひます。こ
れは現在でも農地の改良関係では、こ
れも恐らく現在の二百億を超える資金
需要量のうちでは、相当大部分を占め
ておられるのですが、二百八億とい
うもので、従来から引續いてやつてお
るもの、或いは農地の災害復旧のもの、
それから新しく五ヶ年計画でやろう
とする資金需要、こういうものが大体
賄えるのでしょうか。

○説明員(林田悠紀夫君) 災害復旧も
含めまして二百八億三千三百万円とい
うのを考へておるのであります。こ
れは五ヶ年計画も一応考慮に入れまし
て計画しております、大体まあこれ
で賄つて行けるのじやないかと考へて
おります。

○楠見義男君 農地局関係のかたはお
見えになつておられるのですが、現在
の資金需要量がそのまゝ包含して五ヶ
年計画を達成する場合に、勿論牧野の
改良とか、そういう方面にどれだけの
資金がこの中に包含されておるかまだ
きいてみませんからわかりませんが、
二百八億という中で、食糧自給計画、
従来からの農地改良、災害復旧、そ
ういふものが農地局の立場からいつ
ても認められる、これで賄える、こ
ういふお見込みでしようか。農地局の
どなたでも結構です。

○説明員(河井大治郎君) 農地局のほう
での資金需要量の計算は、公共事業
費に對應いたします補助事業につき
ましては、それ／＼の補助率を異にす
る事業がありまして、その補助率を異
にする事業ごとに内容を見まして、地
元負担については、法律の上では八〇
%まで貸出し得るようになっておりま
すけれども、實際は地元において相当
負担せしむるということが適當である
というふうな認められる事業の種類が
あるわけでございますので、それ／＼を
見まして資金量を計算をして出してお
るわけであります。又非補助のほう
の、補助をいたしません事業につきま
しては、やはり事業の種類別に資金を
算定をいたしておるわけであります
が、このほうは補助がございせんので、
資金の貸出率を高くするといふ行
き方をして、それ／＼計算をしてお
るわけでございます。二百八億出てお
ります中に若干牧野のほうに廻るわけ
でございますけれども、おおむね現在
やつております資金の貸出率の平均を
若干下廻る程度で、この資金が計算を
されておるということになつておるわ
けであります。個別の内容の中におき
ましては、地区ごとに平均して、利用種
別別の計算をしておりますので、地区
別にはその資金を必要としない地区も
あるわけでございますので、資金の需
要の高いところにはもつと高い率で貸
出ができるという操作が可能でありま
すので、一応の計画といたしまして
は、おおむねこれで目的を達成せしめ
るものと、かような考へをいたして
おるわけであります。

○楠見義男君 金融課長にお示し頂
いた数字、それと今年の實際の需要額と
各項目ごとに比較して、例えば一の農
地又は牧野の改良は二百八億、これは
来年度の見込み、本年は幾らある、二
号の造林の資金は十八億六千万円は本
年は幾らというので、本年の状況で……

○説明員(林田悠紀夫君) 二十七年
の当初の計画は二百億で差足したので
あります。現在のところはまだ補
正予算がどうなるかわかりませんので
はつきりしませんが、二百八億という
計画を一応持つておる次第でございま
す。それで二百八億の場合にどうい
うふうに計画しておるかということに
ついて御説明を申し上げたいと思ひ
ます。

○委員(山崎恒君) 次、農田単作地
域農業改良促進法案を議題にいたしま
す。

○委員(山崎恒君) ほかにも御質疑ご
さいませんか……。ほかにございま
せんでしたら、本法案の質疑は一応こ
の程度にして、いすれ残つた質疑を明日
にでもいたすことにいたします。

○委員(山崎恒君) 次、農田単作地
域農業改良促進法案を議題にいたしま
す。

○衆議院議員(青木正君) 私から簡単
に御説明申し上げたいと存じます。

昨日提案理由につきましては一応御
説明申し上げた通りであります。御承
知のごとく我が国の水田三百万町歩の
うち八十万町歩近くというものがす
でに渾田のために単作を余儀なくされ
ておる、こういう状態でありまして、
現下の食糧自給態勢確立の面から見
ても、急速に渾田を解消しなければ
ならぬ、かように存する次第でござ
います。そこで御承知のごとく雪害のた
めに単作になつておる地方に對しま
しては、すでに立法措置が講ぜられて
おりますが、渾田のために単作の状態に
ある土地に對しましては、何らの立法
措置が講じられてないものであります。
そこで大体の法案の構想といたしま
しては、積雪寒冷地帯の単作地帯の振興
法案、あれに準拠いたしまして、渾田
のための単作地帯に對しまして同様の
立法措置を講じたい、これが本案の
骨子であります。この問題につきま
しては、勿論近く予想されております
食糧自給促進の法案との関連というこ
とも当然起つて来ると思ひますのであ
りますが、現在すでに積雪寒冷地帯に對し

○委員(山崎恒君) 農田単作地域農業改良促進法案を議題にいたしま
す。

○衆議院議員(青木正君) 私から簡単
に御説明申し上げたいと存じます。

昨日提案理由につきましては一応御
説明申し上げた通りであります。御承
知のごとく我が国の水田三百万町歩の
うち八十万町歩近くというものがす
でに渾田のために単作を余儀なくされ
ておる、こういう状態でありまして、
現下の食糧自給態勢確立の面から見
ても、急速に渾田を解消しなければ
ならぬ、かように存する次第でござ
います。そこで御承知のごとく雪害のた
めに単作になつておる地方に對しま
しては、すでに立法措置が講ぜられて
おりますが、渾田のために単作の状態に
ある土地に對しましては、何らの立法
措置が講じられてないものであります。
そこで大体の法案の構想といたしま
しては、積雪寒冷地帯の単作地帯の振興
法案、あれに準拠いたしまして、渾田
のための単作地帯に對しまして同様の
立法措置を講じたい、これが本案の
骨子であります。この問題につきま
しては、勿論近く予想されております
食糧自給促進の法案との関連というこ
とも当然起つて来ると思ひますのであ
りますが、現在すでに積雪寒冷地帯に對し

○委員(山崎恒君) 農田単作地域農業改良促進法案を議題にいたしま
す。

○衆議院議員(青木正君) 私から簡単
に御説明申し上げたいと存じます。

昨日提案理由につきましては一応御
説明申し上げた通りであります。御承
知のごとく我が国の水田三百万町歩の
うち八十万町歩近くというものがす
でに渾田のために単作を余儀なくされ
ておる、こういう状態でありまして、
現下の食糧自給態勢確立の面から見
ても、急速に渾田を解消しなければ
ならぬ、かように存する次第でござ
います。そこで御承知のごとく雪害のた
めに単作になつておる地方に對しま
しては、すでに立法措置が講ぜられて
おりますが、渾田のために単作の状態に
ある土地に對しましては、何らの立法
措置が講じられてないものであります。
そこで大体の法案の構想といたしま
しては、積雪寒冷地帯の単作地帯の振興
法案、あれに準拠いたしまして、渾田
のための単作地帯に對しまして同様の
立法措置を講じたい、これが本案の
骨子であります。この問題につきま
しては、勿論近く予想されております
食糧自給促進の法案との関連というこ
とも当然起つて来ると思ひますのであ
りますが、現在すでに積雪寒冷地帯に對し

○委員(山崎恒君) 農田単作地域農業改良促進法案を議題にいたしま
す。

○衆議院議員(青木正君) 私から簡単
に御説明申し上げたいと存じます。

昨日提案理由につきましては一応御
説明申し上げた通りであります。御承
知のごとく我が国の水田三百万町歩の
うち八十万町歩近くというものがす
でに渾田のために単作を余儀なくされ
ておる、こういう状態でありまして、
現下の食糧自給態勢確立の面から見
ても、急速に渾田を解消しなければ
ならぬ、かように存する次第でござ
います。そこで御承知のごとく雪害のた
めに単作になつておる地方に對しま
しては、すでに立法措置が講ぜられて
おりますが、渾田のために単作の状態に
ある土地に對しましては、何らの立法
措置が講じられてないものであります。
そこで大体の法案の構想といたしま
しては、積雪寒冷地帯の単作地帯の振興
法案、あれに準拠いたしまして、渾田
のための単作地帯に對しまして同様の
立法措置を講じたい、これが本案の
骨子であります。この問題につきま
しては、勿論近く予想されております
食糧自給促進の法案との関連というこ
とも当然起つて来ると思ひますのであ
りますが、現在すでに積雪寒冷地帯に對し

○委員(山崎恒君) 農田単作地域農業改良促進法案を議題にいたしま
す。

て特別の立法措置が講ぜられておりま
する以上、やはりこうした特殊地帯に
対しましては特殊立法の必要が当然考
えられますので、こうした立法をいた
すべきである、かような見地に立つ
て立案いたしましたようなわけでありま
す。

そうして法案の骨子は先ほど申し上げ
ましたように積雪寒冷地帯の立法、大
体あれに準拠してあるのでありまし
て、審議院を設けて、これによつて地
区の指定等を行い、そして地区を決
定し、これに基づいて農林大臣、下の段
階になると府県知事が指定する、そ
うしてその土地につきまして総合的に土
地の生産力を上げるような改良計画を
立て、これに基づいて計画を進めて行
く、かような行き方をとつておるわけ
であります。

なお詳細な点につきましては、御質
問によりまして御答弁申上げ、なお又
いづ／＼これに関連する事務的の問題
につきましては、農林省の事務当局か
ら補足的に御説明を申上げることをお
許し頂きたい、かように存する次第で
ございます。

なお補足的にこの法律を提案するに
至りました経過を、内部的な問題にな
りますが、御説明申上げておきたいと
思います。それは積雪寒冷地帯の振興
法案が成立いたしましたその後におき
まして、やはり湿田に対することした
立法措置の必要があるのじやないかと
いうことで、衆議院側におきまして当
初主として湿田地帯関係の人から話が
持ち上り、又農林省当局ともい／＼打
合せいたしました、第十四国会にで
きることならば各派共同提案を以て提
出しようという機運が、すでに十四国

会の前には議成されておつたのであ
ります。十三国会に間に合いませんの
で、十四国会の傍聴提案すべく、それ
ぞれ準備を進めて参つたのであります
が、解散となりましたのでその実現に
至らず、第十五国会を迎えるに当りま
して、継続的な、継続的に申します
か、この機会にどうしても解決すべき
である、かような考えの下に各派共
同を以て衆議院側に提案された、こ
ういふきさつになつておるのであり
ます。関係の府県は大体三十三府県
とありますが、尤も一万町歩以上の湿
田を持つておるという府県が十九府
県、こういうことになつております。

○東蔵君 この湿田単作地帯農業改良
促進法案の範圍は、これは全国に跨つ
ておるのですか。只今のお話ですと何
果と、こういうような表現をされてお
りました、それから又聞いておしま
す資料から見ますと、北海道なんかは
入つておらんようです、東北は入つて
おるようですが、私は湿田というよう
なもの、これは全国に跨つておるも
のだと思ひます、又積雪寒冷地帯に
おける場合の湿田というものは、こ
れは却つて惨めなものでありまして、土
地を立派なものにするのには、やはり
排水を完全にしなければならぬ。殊
に春秋の期間がなくて、年中水浸しに
なつておる。こういうふうな所で作物
が生育するはずがない。そういう非常
に悪い條件を持つておるのは、却つて
積雪寒冷地帯なんです。それでこの法案が、
若し積雪寒冷地帯は、これをできるだ
け除いて、そしてそれ以外の方面に
重点をおいてやつて行くのだと、こ
ういふふうに考えると、私はこれには非
常に疑問があると思ひます。そういう

意味でどんな意図をお持ちかお伺い
いたします。

○衆議院議員(青木正君) お話の通り
であります、現在積雪寒冷地帯にお
ける単作地帯に對しましては、振興法
案ができておりますので、そうした
地帯の単作地帯につきましては、それ
によつて改善を行つて行く。それ以外
の地帯に對しましては何らそうした立
法措置が講じられておりませんので、
この法律によつて救済するというのが
大原則と申します、そういう建前を
とつておるわけであり、併しなが
らお話のように積雪寒冷地帯のうち
に包含されておる地区におきましても、
或いはこの湿田単作地帯の法案によつ
て土地の改善策を講ずることが適當だ
という所もあるかと思ふのでありま
す。その場合の地区の指定は審議院の
議決によつて指定するのが適當だとい
う場合は、それによつて指定するとい
う途もできて来るかと思ふのであり
ますが、併し建前といたしましては、一
応積雪寒冷地帯におきましては、あの
振興法案による、それ以外の土地の湿
田単作地帯に對しましてはこの法案に
よる、こういう考えに立つておるわけ
であります。

○東蔵君 例へば特殊土壤としての泥
炭地帯を考えますと、これは全部湿田
なんです。湿田だから泥炭になつたの
だと、こゝ言つてもいいくらいで、そ
ういふ広範な地帯が土地改良という仕
事で以て全般的に一応なされて、それ
から積雪寒冷地帯の法律というものは、
そういうような一般的なものでなし得
ないところの面についてやつて行こ
う、こゝいうのが私は本旨だろうと思
います。だからそのために全国的な土

地改良の方針を覆すのじない、それだ
けのものはプラスになる、こゝいう形
になつておるので、私はこゝいう意味
からも、若しこの湿田、或いは、これ
は田と書いてありますけれども、私は
当然畑も入るだろうと思ふのであり
ますが、そういうようなことを考えると
きは、これはそれを除いて考へべき
でなくて、全国にこれを当てはめ、而
も土地改良の特殊な面を強調するとい
う意味で、地域を限定して、指定した
土地なんというふうにするべきじやな
い。こゝ考へるのであります、その
点はどうですか。

○衆議院議員(青木正君) 全般的に日
本の水田或いは畑地を含めた土地改良
の問題という面から考えますと、確
かにお話しのとおり思ふのでありま
す。併しながら一面又経済効果の最も
ものという点を考慮し、そして又財政
の面等も勘案いたしますと、こゝに
にかく一応重点的にこの湿田のため
に単作地帯になつておる、これを改良す
ることによつて二毛作になるというよ
うな所は、重点的に改良して行く必要
があるのじやないか。勿論国の施策と
して、或いは都道府県の施策としてや
る場合もあるわけであり、その
国なり、都道府県なりでやりました
わゆる計画等に伴ひまして、その下の
団体の場合、団体に対する助成の途が
講ぜられないと完全な効果は上げられ
ませんので、そうした湿田地帯に對
する団体への土地改良事業に對して、こ
の法律によつて助成して行く、かよう
な考えに立つておるわけであり、
○東蔵君 今の言葉の中でありました
二毛作田という前提の上に立つて二毛
作をするのだ、二毛作をなし得る地帯

で二毛作ができるようにするのだ、こ
ういふふうに考えますと、これは氣候
的に非常に制約をされておりますか
ら、そういう面ですと私は或る意味に
おいて考えられますが、この法案を
よつと見ますと、到るところに都道府
県知事が出て来たり、都道府県とい
う條文が出たり、さもこの法律は全面
的に推進するかのように見えて、中
味が実は非常に限定をされておる。お
話を伺いますと、い／＼疑問が起きた
のですが、私は案のところを申しま
す、これは余りまだよく見ておりま
せんのでよくわかりませんが、これ
で質疑を打ち切ります。

○藤野繁雄君 湿田単作地帯における
湿田調へによつて見ますと、
湿田が四十二万町歩で、半湿田が二十
七万町歩で、併せて六十九万町歩にな
つておるのであります、この六十九
万町歩を何ヶ年かという予定で完成し
たいというお考えであるか。それの経
費が幾らであつて、年度計画を立て
ておられたならば、各年度の計画はど
のくらの予定をしておられるのであ
るか。又この法律が通過したならば、
その予算措置はどういうふうになる
お考えであるか。先ずこの点をお尋
ねしたいと思ふのであります。

○説明員(櫻井忠郎君) この湿田面積
の調へでございますが、お手許に差上
げましたのは、現在積雪寒冷地帯に
指定されておる地域を一応除外したも
のを差上げておるわけでございます。こ
の中でどういふふうな改良計画を持
つかというところでございますが、農林省
で調査いたしましたところによりま
す、このうちで灌漑排水を施工する必
要なもの、或いは、何と言ひますか、そ

のことによつて経済的に改良がなし得るものが二十一万六千町歩、それからその他の土地改良、例えば暗渠排水、客土、区画整理、こうしたものによつて改良を必要とするものが四十八万一千町歩、こういう数字になつております。これをどういふ規模でやつて行くかという問題が次に出来るわけでございますが、私どもは、この要改良事業の大よそ半程度を五カ年間にやりたい、かような考え方を持つております。そういたしますと、今考へております補助率で算定いたしました、大よそ百二十億程度の国費を要すると、こういう見当になります。百二十億程度の国費を五カ年間に支出して、今の要改良面積の半分を仕上げる。こういったしますと、まあ一年割にいたしますと、大よそ二十億乃至二十二億程度、二十億程度と、こういう見当になるわけでございます。それで今日それでは二十八年度予算として、大蔵省に要求しておる中に、そうしたものが特定されて要求されているかどうかということにつきましては、まだこの法案は御審議中でございますので、この法案に基く予算としては要求はいたしておりません。併しこれに充て得る予算とでも申しましようか、例の特殊三法、積雪寒冷地に関する法律と、それから特殊土壌に関する法律、急傾斜に関する法律、それらに關する予算要求として考へておるものを除外した、つまり現在の特種三法で指定されていない地域に對しましての団体の土地改良予算としては、おおよそ三十七億程度を要求いたしております。で考へ方といはしましては、この三十七億の中で、

この法案が通過いたしますれば、その指定された地域にその予算を繰寄せしうて来る、こういう考へ方が一つと、それから別に新しく法律が通つたのであるから、その法律に基く予算を追加要求する、こういう考へ方と二つあると思ひます。で一応當然の持論として、私は後段の措置がとらるべきではなからうか、これはやや私見に亙りますけれども……以上お答え申し上げます。

○藤野繁雄君　そうするというと、大體追加要求しようというお考へは、三十七億くらいであるか、或いはどのくらいであるか、御見當があつたらば一つお伺ひしたいと思います。

○説明員(櫻井忠郎君)　今の三十七億と申しますのは、特殊三法で指定されております地域以外に對する団体への土地改良費として、現在二十八年度予算として大蔵省に要求しておる数字でございます。それにまあ何と言いましようか、プラス・アルファの予算要求をやつて行くというのが筋である、こう考へておる次第でございますが、又その額をどの程度にいたしますか、先ほど申上げましたように、要改良の大よそ半分の大よそ五分の一とこう考へますと、二十億乃至二十億、こうなりますので、二十億、全部プラスということにやなしに、現在要求しております三十七億の中で賄えるものに、プラス・アルファを加えたものが二十億になる、こういう計算を立ててのが筋ではなからうか、かように現在考へております。

○岩崎正三郎君　この間例の食糧増産五カ年計画の話を聞きましたが、これとはどういふ關係があるのですか。こ

の計画は来年からやるつもりでしようがね。今度のそういう法律とはそういう関連の下に考へたのですか。全然別個に考へたのですか。

○説明員(櫻井忠郎君)　食糧増産五カ年計画に基きます食糧自給促進法案、これは次の国会に提案したいというふうに考へておりますが、これとの関連性でございませうけれども、促進法案は食糧増産そのもの、こういうふうな考へておるわけでございますが、この法案は提案者の御意圖としては、食糧増産そのものは勿論狙つておりますけれども、そうした劣悪な地帯におきまする総合的な農地の改良、農業技術の改良によりまして、劣悪な地帯から解放して行くということが、その裏としてやはり当然含まれておる、かように考へる次第であります。

○岩崎正三郎君　劣悪な條件から解放して行くということは、結局まあ今度のは湿地地帯がいろいろ手入れをすれば裏作もできるというふうになつて来るのでしようけれども、まあ先の見通しとして考へて見ると、裏作の麦といふものなんかはなか／＼値段は上らないと見られるのですがね。そういう場合にただ単にそういうことをして、湿地地帯をなくしてやるのだと言つても、湿地地帯を努力してやつても、それを作するのに損をするという結果になつてしまふと、これは何にもならないので、作る人が損をするならしようがない。そういうことも食糧増産の五カ年計画といふものは、勿論、その点についてもお考へがあるかと思ひますが、そういうこととの関連をよく考へてやらんとしないと、折角立派な法律を作つても、結果が怪しくなると思うので、御

答弁でも御所感でもお聞きしたいと思うのです。

○衆議院議員(青木正君)　お話の通りでありまして、そこでこの法案でもこの改良計画は、その立地條件とか、農業技術の発達程度、労働力、その他の諸條件を総合的に勘案して、最も経済的效果をあげるようにせんければいかん。こういうふうな抽象的にではあります、書いてあるものであります。これは私提案者の個人としての考へであります、裏作にだん／＼に麦を作るといふことばかりでなしに、その立地條件に応じて、或いはいわゆる路農の問題を取り上げるとか、そうしたものの、当然この計画を立てる場合には、それ／＼農林委員会等において考慮に入れて、最も効果的にこの改良計画を実施するといふふうには持つて行く必要がある、かように私も考へておるわけでありまして、現実にはこの法案が通りまして、現実に運営する場合におきましては、それ／＼事務当局をして、そうした面にまで十分の指導をするようにやつて欲しいということ、私も提案者としての希望であります。

○加賀操君　参考までにちよつと聞いておきますが、これは参考表ですから、まあ参考聞いておきますが、積雪寒冷地帯のあれから湿地が省かれてくるのですが、大體寒冷地帯にこれと同じような湿地が總反別でどのくらいあるのですか。

○説明員(櫻井忠郎君)　これは今お手許に差上げております湿地面積の調査は、昭和二十二年から四年度にかけて、農林省農業改良局が責任を以つて調査した数字でございますが、北海道

を入れました全国の湿地面積は七十八万町歩でございます。七十八万五千五百四十九町歩、それから半湿地面積は五十四万九千六百九十六町歩、こういう数字になつております。従ひまして私今申上げた数字からお手許に差上げました数字の差が積算法で指定されました地域におきます湿地及び半湿地、こういう数字になつております。

○加賀操君　そうすると大體半分、半分ちよつと少いというくらいのところだと見ればよろしいわけですね。参考ですからよろしうございます。

次に先ほどの御答弁を聞いておりますと、この法案によりまして知事が計画を立てることになつておりますが、この知事の立てる計画は国營、それからその果の施設及び団体營全部を含めて計画を出すわけであらうと思ひますが如何ですか。

○説明員(櫻井忠郎君)　甚だ申訳ありませんが、今日そのことにつきましては、はつきりした事務当局の意見は持合せておりませんのです。ただ積算の場合で申上げますと、私どもは最初せめて果實程度までということを一応考へたのでございます。ところが果實事業は、これは政府がきめてこの地区は採択して何年で幾ら補助をするといふような、こういうようなやりかたで、非常に技術的にむずかしいし、仕事の内容も大きいものでございまして、各果ともの希望といはしましては、そうしたもののやなしに、団体營の土地改良を中心として考へてはしいと、こういう意見が非常に強力に出て参つたのでございまして、それからいま一つは昭和二十四年度をもちまして、いわゆるド

ツジ・ラインで団体宮の土地改良の補助というものが原則的に廃止された、こういう現象が一つあつたわけであります。あの法案によつて、法律によりまして団体宮の土地改良等を復活するといふことがむしろ最大唯一の狙いになつたといふこともあるかとも思ふわけでありますが、そうした考え方がやはりこの法律にも演繹して来たのではなからうか、国営なり県営なりといふものが計画としてはお説の通りかと思ひますが、やはり果敢といは町村、大田町村において計画をやる、町村において計画を立てるといふことになりまして、小さいものは小さいものといふことが必然の趨勢だと思ひます。そうしたものが盛上つて来ると、どうしても団体を中心になる。併し国営、県営といふものはそれと排除さるべきかと申上げると、そこに少しまではつきりしない点は残つておる、こういうわけであります。

○加賀操君 これは具体的にならんと非常に実施のときにも困らうと思ひますから、一つきまりましたらお知らせを願ひたいと思ひます。両方一得一失がありまして、農林省の今までの技術上の立場から言へば、灌漑排水のほうにつきましては技術的に非常に慎重な態度をとられてゐるわけでございます。その点は悪いとは申しませんが計画が総合的にできませんと無駄ができませんかと思ひますし、又一面から言へば市町村長或いは知事にこういう非常な大きな計画書を綿密に出させることができるかどうか、こういういろいろな矛盾があるようですから慎重にお考え願ひたいと思ひます。

ける促進法案だけれども、事業が伴つて行くものなんです、この前出された急傾斜地帯と同じような特殊法案になるといふことなんです、急傾斜地帯の場合は未だに農道の補助率といふようなものがきまつておりません。従つて地元ではつい先日大会を開いて、この決定要求といふような運動をやつておるのであります。これは前十三国会に通過した法律案が、もうその法律によつて実行する段階になつて、未だにそういうものがあるといふことは、これは非常に困ること、これは大蔵省当局と農林省当局との意見が一致しないといふような点もありまして、一致しないけれども、その当時あの法案を審議するに當つて、私も一応事務当局に早く解決してもらつてを期待して、あの法律案は通したわけでありまして、ところがこの法案も又同じような特殊立法なんですから、それが、そういうことが又起りはせんかといふような気がされるのです、提案者或いは農林省事務当局のほうで、こんなような補助率で以てやりたいといふような御腹案があつたら、それをこの際承つておきたいと思ひます。

も二割、こういう案を出して来たわけでありまして、私どものほうの事務的な当初要求は、農道に対しては四割、索道に対しては三割、こういうわけで、農道につきましては要求の半額の補助、こういう案を出して来たわけでありまして、これではとてもやれないといふことで再三交渉を重ねた結果、現在では農道も索道も一応三割、こういう程度までに話がついておりますけれども、当初要求の農道の四割といふところまであと一息、いま暫く努力を重ねて何とか当初のところまで漕ぎつけた、かような考え方を持っております。

○宮本邦彦君 まあ審議会があらまして、審議会で御研究頂くことは大変いいことなんです、すでに急傾斜地帯で以て昨日もあつた本委員会が決議をしなければならぬような状態が現に起つてゐるのであります。従つてこの法案が通過いたしましたならば、急速にその施行細則と言ひますか、そういうものを決定次第、この委員会を以て農林当局から資料なり何なりお出し願つて御説明を頂くといふと思ひます。そうでないことには、法案を折角通した趣旨が徹底しないことになりはしないかといふ心配があるのです。どうも最近ここできめたものが大蔵省の一課長、局長あたりで以て一向引つかつちやつて実施されない。こういうようなことがしばしばあるので、こういうことは誠に委員会というものの、或いは国会といふものの法律案の取扱ひ方に対して円滑を欠いて面白くないと思ひます。二度と決議案を出さなければ執行がでないといふようなことのないようにお取計り頂きたいと思ひます。

○説明員(櫻井志郎君) お話の通りに取計りたいと思ひます。

○委員長(山崎恒君) 只今参議院のほうには本会議が始まるので、提案者が退席いたしますので御了承願ひます。

○補見義男君 この法案とそれから政府のほうで御考へになつてゐる明年度以降の食糧自給体制強化促進の御計画との関係について先ほど櫻井さんから非常に御苦心の存する御答弁があつたのですが、この湿田及び半湿田の全体の約七十万町歩について、その半分を五カ年で達成する云々のお話がありましたが、明年度以降の食糧増産計画に

はこういうような湿田、半湿田は入つてゐるのですか、入つておらないのですか、この点を先ずお伺ひたい。

○説明員(櫻井志郎君) 入つております。

○補見義男君 そうしますと、その食糧自給計画に入れておやりになつてゐる場合の達成の方法は、政府としては、この法案を離れて考えた場合にどういふようなふうにお考へになつてゐるのか、その点をお伺ひしたい。

○説明員(櫻井志郎君) 苦しいところ御了察頂きまして感謝をいたしますが、(笑)どうもやり方でございますけれども、食糧増産促進法案で考へておりますことは、先ほど申し上げましたように、もう増産一点張りである。それからこの法案で考へておりますことは、そういう立地条件にあるがために劣悪な経営状態にあるところをよりよからしめるという意味合いにおきましては、或る場合には補助率も変えて行く、増産法で行きますと別にそういうことは考へなくてもいいが、この特殊立法で行きますと手段方法としては補助率も変えて、そうした劣悪な場所でも同じような土地改良をやり、そしてその地帯自体の総合的な開発にもなる、こういうことが考へられるのではなからうか、こう考へております。

○補見義男君 そうすると、一般の土地改良に比較して、こういうような特別の立法を作つたほうが却つて補助率その他の点から言つて、或いは考慮する場合に考慮し易い、こういうような趣旨に承つたのですが、実は積寒地帯或いは積寒地帯を除く湿田単作地域、これらのものが全対象になつて、私は食糧自給計画というものは立つてゐる

のじやないかと思ふ。食糧自給計画における土地改良或いはその他の技術改良によつて五カ年間に四百四十五万石ですが、増産するといふようなことは、こういうものを除いては考へられないのじやないか。全く対象が同じものについて一方政府が考へるなり、又一方こういう特殊立法ができる。ところが政府がその食糧自給計画を遂行せられる上において、いろいろ計画を推進する上において、頭に描いておられるものがあるだろうと思ふのですが、その頭に描いておられる推進の言ひますか、実行上確保の方策とこの特殊立法における確保の方策とを彼此勘案比較してみても、このほうが政府の企図しておられるものよりもいふものであるならば、これは私はこのほうをとつた方がいいと思ふ。ところがその点が実ははつきりしないのですが、これはどうなんですか。

○説明員(櫻井忠郎君) ここに現在同時に二つの法案が並べられたと、こう仮定いたしますと、私は殆んどがお説の通りかと思ふのでございますが、政府では今あの法案は考へておりますけれども、少くとも今日は提案されていらないといふところに時間差が一つあるという問題ですね。それから仕事の内容そのものにつきましては、お説の通りでございます。積弊法で考へておる仕事の内容も、この法案で考へておる仕事の内容もやはり促進法案で考へておる内容と殆んどが一致しておる。ただ急傾斜で考へられておるものにつきましては、或る意味では一致して来ない。経済的にやや不経済な国家投資の場合が急傾斜の場合では起り得るわけでありすが、あつたものの一部分

は今の促進法案では内容は一致して来ない、こういうことが言えるかと思ひますが、現在政府で考へておられますことが財政的に考へておられます通り、こういういたしますと、全くお説の通りになつて来るかと存じます。

○委員長(山崎恒吉) ほかに御質疑ございせんか。

○羽生三七君 私途中からで前の経過を存じなかつたのですが、今横見さんのお触れになつた問題で、単作地帯から急傾斜地帯、又引續いて今日の議案というように、特殊地帯立法が統々として出て来る。そうすると丁度今地域給の問題が問題になつておるのです。あれと同じようなことになつて、今地域給が大体九一%、あと地域給の対象になつておられるのが九%、そこで政府としては近い機会にむしろそれを基本的な本給へ繰入れて、ああいう地域給の制度というものは再検討を要するといふことを言われておるわけです。同じように、全部特殊立法ができて来ると、結局において今の地域給の問題と同じように九十%がその該当といふようなことになると、これは又特殊立法の中に何十%かが該当して、あとは殆んど該当しないなんといふことに恐らくなつておるのです。そこで事務局や提案者だけでは私だめだと思ふのです。提案者だつてやつぱり議員の一部の人が提案して、仲間にも署名してもらつて、政府も議員が提出したもの

を反対するわけにはいかないといふようなことになると、これはやはり今横見さんのお話のように、食糧増産推進の法律が新しく出て来たような場合は、こういうようなやつを全部取り込んで一本にやるのが、私は特殊立法に

織込む精神に反対するものじやなく、これが予算的措置を大いにやつてもらわなければならぬと思ふのです。何とか一本にまとめて体系的にやつてくれといふことで、それには各党各会派の政調会あたりがもう少し連絡をとつて、統一的な歩調をとつて行かないと、これは農政の上に非常な混乱を来すことがありますので、将来これに対する農林大臣自身の抱負なり或いはお互い自分が所屬しておる会派を通じて、何とかして統一するやうな氣運を促進して行つたらどうかと思ふのです。ただ併しその法案に盛り込んでおる内容を削れといふことでは全然ないので、それは飽くまで農業増産推進のために積極的にその施策は活かして行かなければならぬ。又予算的の裏付も必要だ、併し成るべく体系的に一本にまとめたほうがよくはないか、こういうふうな感じを持つております。

○委員長(山崎恒吉) 本日はこれで散会いたします。

午後三時五十三分散会

十二月十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、農林漁業金融公庫法案(案)

農林漁業金融公庫法案
農林漁業金融公庫法
目次
第一章 総則(第一條―第七條)
第二章 役員及び職員(第八條―第十七條)
第三章 業務(第十八條―第二十一條)
第四章 會計(第二十二條―第二十八條)
第五章 監督(第二十九條―第三十條)

第六章 補則(第三十二條―第三十四條)
第七章 罰則(第三十五條―第三十七條)
附則

第一章 総則

(目的)

第一條 農林漁業金融公庫は、農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期且つ低利の資金で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

(法人格)

第二條 農林漁業金融公庫(以下「公庫」といふ)は、法人とする。

(事務所)

第三條 公庫は、主たる事務所を東京に置く。

2 公庫は、主務大臣の認可を受け、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四條 公庫の資本金は、農林漁業金融通特別會計の廃止の際におけるその資産の価額から負債の金額を差し引いた額と第三十二條第五項の規定により政府の米穀対日援助見返資金特別會計から出資があつたものとされた金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 前項の資産及び負債の評価の方法については、政令で定める。

(登記)

第五條 公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならぬ

い。
2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六條 公庫でない者は、農林漁業金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(法人に関する規定の適用)

第七條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)第五十條(法人の住所)及び第五十四條(理事の代表権の制限)の規定は、公庫に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八條 公庫に、役員として、總裁一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九條 總裁は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、總裁の定めるところにより、公庫を代表し、總裁を補佐して公庫の事務を掌理し、總裁に事故があるときにはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行う。

3 監事は、公庫の業務を監査する。

(役員の任命)

第十條 總裁及び監事は、内閣の承認を得て主務大臣が任命する。

2 理事は、總裁が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第十一條 總裁、理事及び監事の任

期は、四年とする。

2 総裁、理事及び監事は、再任されることのできる。

3 総裁、理事又は監事が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

(役員欠格事項)

第十二條 左の各号の一に該当する者は、総裁、理事又は監事となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く。）又は地方公共団体の議会の議員

二 政党の役員

(役員兼職禁止)

第十三條 総裁、理事及び監事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十四條 公庫と総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合は、監事が公庫を代表する。

(代理人の選任)

第十五條 総裁は、公庫の職員のうちから、従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六條 公庫の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十七條 公庫の役員及び職員は、

刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十八條 公庫は、第一條に掲げる目的を達成するため、農業（畜産業及び養蚕業を含む）、林業、漁業若しくは塩業を営む者又はこれらの者の組織する法人（以下「農林漁業者」という。）に対し、左に掲げる資金の貸付の業務を行う。

一 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金

二 造林に必要な資金

三 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金

四 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金

五 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金

六 製塩施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金

七 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金

八 前各号に掲げるものの外、農林漁業の生産力の維持増進に必要な施設の災害復旧に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

2 前項各号に掲げる資金の貸付の利率、償還期限及び据置期間は、別表の範囲内で公庫が定める。

3 公庫は、第一項に掲げる業務の外、第三十二條第一項及び附則第六項の規定により承継した権利義務並びに第三十三條の規定により

譲り受けた債権の処理に関する業務を行うことができる。

(業務の委託等)

第十九條 公庫は、主務大臣の認可を受けて、農林中央金庫その他の金融機関に対し、その業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託者」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六條の規定にかかわらず、公庫の貸付に係る債権につき、債務の保証をすることができる。

(業務方法書)

第二十條 公庫は、業務開始の際、業務方法書を定め、主務大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の業務方法書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 貸付金の使途、貸付の相手方、利率、償還期限、据置期間、貸付金額の限度、償還の方法、担保に関する事項等貸付に関する業務の方法

二 業務委託の基準

(事業計画及び資金計画)

第二十一條 公庫は、四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

しやうとするときも、また同様とする。

第四章 会計

(予算及び決算)

第二十二條 公庫の予算及び決算に關しては、公庫の予算及び決算に關する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の定めるところによる。

(国庫納付金)

第二十三條 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計については、政令で定める。

(借入金)

第二十四條 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入をし、又は外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入をすることができる。

2 政府は、公庫に対して資金の貸付をすることができる。

3 前項の貸付金については、利息を免除し、又は通常の条件より公庫に有利な条件を附することができる。

4 第一項に規定する場合を除く外、公庫は、資金の借入をしてはならない。

(余裕金の運用等)

第二十五條 公庫は、左の方法によ

る外、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 資金運用部への預託

2 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

(資金の交付)

第二十六條 公庫は、業務を行うため必要があるときは、受託者に対し貸付に必要な資金を交付することができる。

(会計帳簿)

第二十七條 公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(会計検査院の検査)

第二十八條 会計検査院は、必要があると認めるときは、受託者につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

第五章 監督

(監督)

第二十九條 公庫は、主務大臣が監督する。但し、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(役員解任)

第三十條 主務大臣は、公庫の役員が第三十二條各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 主務大臣は、公庫の役員が左の

各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、この法律に基く命令又はこれらの法令に基いてする主務大臣の命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

3 主務大臣は、總裁又は監事を前項第一号又は第四号の規定により解任しようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

(報告及び検査)

第三十一條 主務大臣は、必要があるとき、公庫若しくは受託者に対して報告をさせ、又はその職員をして公庫若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。但し、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 補則

(日本開発銀行からの農林漁業者に対する貸付に係る債権等の承継)

第三十二條 日本開発銀行が政府の米国対日援助見返資金特別会計及び復興金融公庫から承継した農林

漁業者に対する貸付に係る債権並びに日本開発銀行の農林漁業者に対する貸付に係る債権で政令で定めるもの並びにこれらに附随する権利義務は、政令で定めるところにより、公庫が承継するものとする。

2 日本開発銀行が政府の米国対日援助見返資金特別会計から承継した農林漁業者に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利義務を、前項の規定により公庫が承継したときは、日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号)第四十九條の二第二項の規定による同特別会計の日本開発銀行に対する貸付金のうち、公庫が承継した債権のその承継の日における帳簿価額の合計額に相当するものが、その承継の日において日本開発銀行から同特別会計に返済されたものと、その返済されたものとされた貸付金の額に相当する金額が、第二十四條の規定にかかわらず、その承継の日において同特別会計から公庫に対し貸し付けられたものとする。

3 日本開発銀行が復興金融公庫から承継した農林漁業者に対する貸付に係る債権及び日本開発銀行が行った農林漁業者に対する貸付に係る債権並びにこれらに附随する権利義務を、第一項の規定により公庫が承継したときは、その承継した債権のその承継の日における帳簿価額の合計額に相当する金額が、第二十四條及び日本開発銀行法第十八條の規定にかかわらず、その承継の日において日本開発銀行

行から公庫に対し貸し付けられたものとする。

4 公庫は、毎事業年度、第二項の政府の貸付金及び前項の日本開発銀行の貸付金に対し、政令で定めるところにより、利子を支払わなければならない。

5 第二項の規定による政府の貸付金は政令で定めるものを除く外、政令で定めるところにより、政令で定める時期において返済されたものとなるものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、当該時期において政府の米国対日援助見返資金特別会計から公庫に対し出資されたものとする。

(農林中央金庫からの債権の譲受)

第三十三條 公庫は、第十八條の規定にかかわらず、農林中央金庫が行った農林漁業の生産力の維持増進に必要な資金の貸付に係る債権のうち主務大臣の指定するもの及びこれに附随する権利を譲り受けることができる。

(主務大臣)

第三十四條 この法律における主務大臣は、農林大臣及び大蔵大臣とする。

第七章 罰則

第三十五條 公庫の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員が、第三十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第三十六條 左の場合においては、その違反行為をした公庫の役員又

は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第十八條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十五條の規定に違反して業務上の余裕金を運用し、又は現金を国庫以外に預託したとき。

五 第二十九條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第三十七條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第八項から第十項まで及び附則第二十項の規定は、公庫の成立の時から施行する。

2 主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

3 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を公庫の總裁に引き継がなければならない。

4 總裁が前項の事務の引継を受けただ日において、總裁、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

5 公庫は、設立の登記をすること

によつて成立する。

6 農林漁業資金金融通法(昭和二十六年法律第五号)に基く資金の融通に關し、公庫の成立の際現に国が有する権利義務(農林漁業資金金融通特別会計の資金運用部及び米国対日援助見返資金特別会計からの負債を含む)は、その時に公庫が承継する。

7 前項の規定により公庫が権利義務を承継したときは、その承継の際における農林漁業資金金融通特別会計の資産の価額から負債の金額を差し引いた額(資産及び負債の評価の方法については、第四條第二項の政令の定めるところによる)が政府から公庫に対して出資されたものとする。

8 左に掲げる法律は、廃止する。

一 農林漁業資金金融通法

二 農林漁業資金金融通特別会計法(昭和二十六年法律第六号)

9 農林漁業資金金融通特別会計における昭和二十六年度及び昭和二十七年年度の予備費の支出、決算その他会計に関する事務については、なお従前の例による。

10 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第六号を次のように改める。

六 農林漁業金融公庫を監督すること

11 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第十七号中「農林中央金庫」の下に「、農林漁業金融公庫」を加

え。第八條第十三号及び第十四号を次のように改める。

十三及び十四 削除

12 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「及び住宅金融公庫」を「住宅金融公庫及び農林漁業金融公庫」に改める。

13 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第五号中「及び住宅金融公庫」を「住宅金融公庫及び農林漁業金融公庫」に改める。

14 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「住宅金融公庫」の下に「農林漁業金融公庫」を加える。

15 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條中第二号ノ四及び第二号ノ五をそれぞれ第二号ノ五及び第二号ノ六とし、第二号ノ三の次に次の一号を加える。

二ノ四 農林漁業金融公庫自己ノ為ニスル登記又ハ登録

16 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條中第五号ノ三を第五号ノ四とし、第五号ノ二の次に次の一号を加える。

五ノ三 農林漁業金融公庫ノ発スル証書、帳簿

17 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のよう

に改正する。

第二十四條第三号及び第七百四十三條第三号中「住宅金融公庫」の下に「農林漁業金融公庫」を加える。

18 国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「住宅金融公庫」の下に「農林漁業金融公庫」を加える。

19 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十

二号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「住宅金融公庫」の下に「農林漁業金融公庫」を加える。

20 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「農林漁業資金融通特別会計」を削る。

別表

貸付金の種類	利率の最高	償還期限	据置期間
一 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金	年七	分十五	年五
二 造林に必要な資金	年七	分二十	年五
三 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金	年四	分五厘	年二十五
四 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金	年八	分十五	年二
五 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金	年七	分十五	年三
六 製塩施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金	年八	分十五	年五
七 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金	年八	分十五	年一
八 前各号に掲げるものの外、農林漁業の生産力の維持増進に必要な施設の災害復旧に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの	年七	分五	年一

昭和二十八年一月三十一日印刷

昭和二十八年二月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局